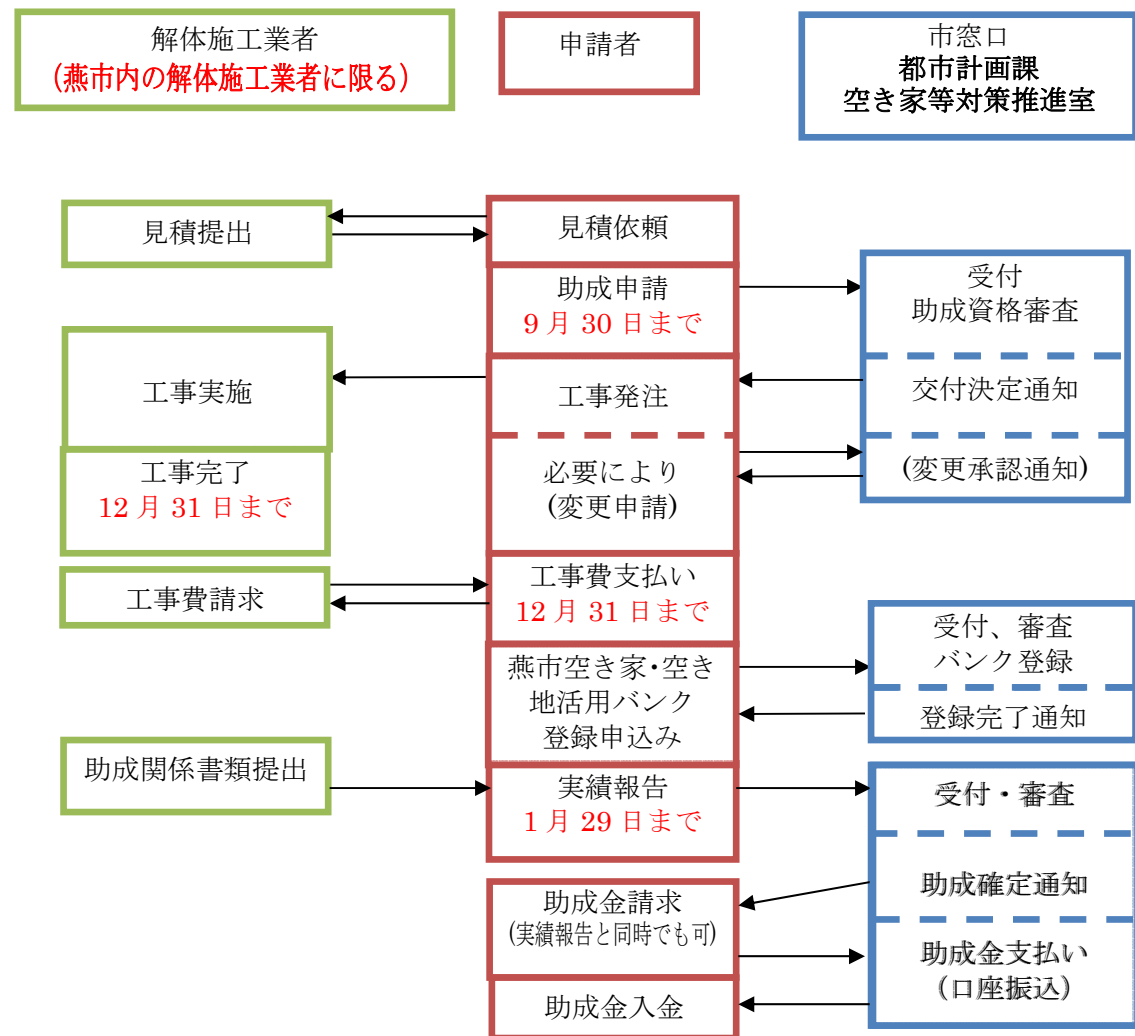


◆事業の流れ



メモ

問い合わせ
 燕市 都市整備部 都市計画課 空き家等対策推進室 Tel.0256-77-8264 (直通)
 〒959-0295 燕市吉田西太田 1934 番地 (市役所 2 階) 17 番窓口

燕市空き家・空き地活用バンク事業
解体撤去費助成のご案内
 令和3年4月1日以降適用

この制度は、**周囲に悪影響を及ぼす特定空き家等**を解体することで、市民の安全、安心を確保するとともに、空き家・空き地活用バンクを活用すること等により、解体後の空き地の流通及び適正管理を促進するため、空き家解体を実施した方に市の**事業予算の範囲内**において**空き家解体費用の一部**を助成する制度です。

◆助成金額 対象工事費用(消費税を除く)の1/2以内(50万円を上限とします。)
 ※床面積あたりの空き家解体基準単価は9,000円/㎡(消費税を含まない)を上限として対象工事費用を算定してください。
 ※1000円未満は切り捨てます。

◆助成対象工事 **市内解体施工業者**に請け負わせた助成対象が**30万円以上**(消費税を除く)の下表の解体工事等で市のほかの補助事業との併用はできません。
 市内解体施工業者とは、市内に本店を有する法人又は住所を有する個人事業主です。

解体助成対象工事 ○対象 △条件により対象

工種	対象	特記
1 建物解体	○	
2 基礎解体	○	
3 樹木撤去(抜根)	○	
4 舗装解体	○	
5 塀、フェンス解体	△	隣地との共有の場合や撤去することで隣地に支障が発生する場合は撤去対象外
6 土留め解体	△	撤去することで敷地内土砂が道水路・隣地に支障となる場合は撤去対象外
7 庭解体	○	
8 土中配管、桝類撤去	○	
9 浄化槽撤去	○	
10 看板その他工作物撤去	○	電柱等は撤去対象外
11 廃材運搬処理	○	
12 整地	○	解体工事後の整地

※上記工種は特記に記載の一部対象外を除いて敷地内に存在するすべての物件が対象であり、事前に市が認めた工作物及び植栽以外は撤去して更地にすること。

◆助成要件

- ①燕市空き家等の適正管理及びまちなか定住促進に関する条例施行規則の基準により、**特定空き家等に認定され、解体及び撤去の指導対象となる建物を含んでいること。**
- ②助成対象工事完了後、燕市空き家・空き地活用バンクに登録すること。ただし、跡地の全てが国有地又は公有地の場合は管理者との協議報告書を提出すること。
※借地等の場合は土地所有者が登録する必要があります。

◆申請者の資格

- ①特定空き家等の所有者又は所有者の3親等以内の親族若しくはその相続人又は特定空き家等に係る固定資産税の納税義務者であること。
- ②市税の滞納がないこと。
- ③宅地建物取引業を営んでいない者。

◆申請方法

日時：土、日、祝日等を除く 8:30～17:15

期限：助成申請 9月30日まで

変更申請 随時

実績報告 1月29日まで

窓口：都市計画課 空き家等対策推進室(市役所2階) 17番窓口

《申請受付に必要なもの》

- ①空き家解体撤去費助成申請書
- ②建物の所有者を確認できる書類で、次のいずれかのもの
 - ア 固定資産税納税通知書及び課税明細書の写し
※市税務課発行の最新のもので、表紙と助成対象家屋の表示のある部分
 - イ 家屋名寄帳の写し
※市役所税務窓口が発行のもの(有料)
 - ウ 建物登記事項証明書の写し
※法務局が発行のもの(有料)
- ③見積書の写し
- ④住宅の位置図(住宅地図等)
- ⑤所有者と申請者の関係を確認できる書類(戸籍謄本等)
※所有者と申請者が同一及び共に燕市内に住所を有する場合は不要です。
- ⑥印鑑(認印) ※窓口で申請書記入の場合
- ⑦委任状 ※代理人による提出の場合必要です。

◆申請受付の締切

・申請額が**事業予算**に達した時点で、締切りとさせていただきます。

★交付決定前に工事着手した場合は助成対象外です。

★申請後に工事内容等が変更になる場合

- ①見積書の工事内容・金額が変更になる場合

変更後の内容で変更申請及び実績報告を行ってください。ただし助成対象工事額が30万円未満(消費税を除く)となる場合は助成対象外となります。

- ②施工業者を変更する場合

市内解体施工業者であれば可能です。変更後の市内解体施工業者で変更申請及び実績報告を行ってください。

★申請者が変更になる場合や工事期間が工事完了期限(申請年度の12月31日)を過ぎる場合はご相談ください。

◆実績報告に必要なもの

- ①実績報告書
- ②領収書等の写し
- ③工事内訳書

※解体施工業者が発行した対象工事内容と金額の内訳がわかるもの
工種、数量等の記載があり領収書と同額のものであれば見積書、請求書等に対応可能です。申請時に提出したものと同一場合でも添付してください。

- ④委任状 ※代理人による提出の場合必要です。

- ⑤着手前・完了写真

必要に応じて、管理者との協議報告書

★助成確定通知後、「助成金請求書」を提出してください。

※実績報告時に提出いただいても結構です。

※助成金の支払いは銀行振込です。通帳の表紙の裏ページの写しが必要です。

口座は申請者名義に限ります。

◆助成金の返還

申請内容に偽り、その他、不正な手段により助成決定されたことが判明した場合は、決定を取消し、助成金を返還していただきます。